

松戸市東京オリンピック・パラリンピック やさシティおもてなシティ推進本部設置要綱

(設置)

第1条 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の成功に向け、関係自治体等と連携・協力を図り、もって本市のスポーツ文化の発展並びに経済の振興を通じて本市の発展を図るため、2020年東京オリンピック・パラリンピック推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)本市スポーツ文化の発展に関すること。
- (2)市内への集客、経済・観光振興に関すること。
- (3)大会に関連する戦略的なまちづくりの推進に関すること。
- (4)円滑な大会の開催に向けた関係自治体等との連携・協力に関すること。
- (5)前各号に掲げるほか、大会に関連する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- 2 本部長、副本部長は、それぞれ市長、副市長並びに教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、病院事業管理者、代表監査委員、水道事業管理者、会計管理者、総務部長、総合政策部長、財務部長、市民部長、経済振興部長、環境部長、健康福祉部長、福祉長寿部長、子ども部長、街づくり部長、建設部長、消防局長、病院事業管理局長、生涯学習部長、学校教育部長、市議会事務局長、監査委員事務局長をもって充てる。
- 4 本部長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する職員以外の職員を委員として指名し、充てることのできる。

(会議等)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 会議の議長は、総合政策部長が行う。

- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指名したものがその職務を代理する。

(事務局会議)

第5条 推進本部は、第2条に係る所掌事務の推進を行うために事務局会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議の議長は、東京オリンピック・パラリンピック推進課長が行う。

- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指名したものがその職務を代理する。

- 4 構成員は、東京オリンピック・パラリンピック推進課長、市民自治課長、市民安全課長、商工振興課長、文化観光国際課長、環境政策課長、和名ヶ谷クリーンセンター所長、健康福祉政策課長、障害福祉課長、健康福祉会館館長兼次長、街づくり課長、交通政策課長、公園緑地課長、建設総務課長、道路維持課長、社会教育課長、生涯学習推進課長、スポーツ課長、博物館次長、指導課長、消防企画課長で構成する。

- 5 本部長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する職員以外の職員を会議に招集することができる。

(部会)

第6条 推進本部は、第2条に係る所掌事務の検討を行うため部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総合政策部東京オリンピック・パラリンピック推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。